

京都市水洗便所設置奨励金交付規程の一部を改正する規程を公布する。

平成22年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局管理規程第17号

京都市水洗便所設置奨励金交付規程の一部を改正する規程

京都市水洗便所設置奨励金交付規程の一部を次のように改正する。

第1条中「について」の右に「，京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか」を加える。

第4条第1項を次のように改める。

条例第9条の規定による申請は，水洗便所設置奨励金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）によって行う。

第5条及び第6条を次のように改める。

（標準処理期間）

第5条 管理者は，条例第9条の規定による申請があったときは，申請書が事務所に到達した日から起算して20日以内に，条例第10条の決定をするものとする。

（交付の決定の通知）

第6条 条例第12条第1項に規定する通知は，水洗便所設置奨励金交付決定通知書（様式第2号）によって，同条第2項に規定する通知は，水洗便所設置奨励金不交付決定通知書（様式第3号）によって行う。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

受付番号		決定番号	
------	--	------	--

水洗便所設置奨励金交付申請書

年 月 日

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

住 所

申請者

氏 名（記名押印又は署名）

㊞

下記の場所に水洗便所を設置しましたので、京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により、奨励金を交付されるよう申請します。

記

設置場所（詳細に記入のこと）

京都市 区

第2号様式（第6条関係）

水洗便所設置奨励金交付決定通知書

年 月 日

京都市公営企業管理者上下水道局長

年 月 日に交付申請のありました水洗便所設置奨励金については、交付することに決定しましたので通知します。

第2号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式（第6条関係）

水洗便所設置奨励金不交付決定通知書

年 月 日

京都市公営企業管理者上下水道局長

年 月 日に交付申請のありました水洗便所設置奨励金については、交付しないことに決定しましたので通知します。

記

理由

（教示）

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に、京都市公営企業管理者上下水道局長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知を受け取られた日（京都市公営企業管理者上下水道局長に異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する京都市公営企業管理者上下水道局長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市公営企業管理者上下水道局長となります。）。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(上下水道局下水道部管理課)